

文京区日中一時支援事業実施要綱

2025文福障第3226号令和8年3月9日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区地域生活支援事業実施要綱（18文福障第1070号。以下「実施要綱」という。）第2条第10号キに規定する日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち、18歳以上の者であって、かつ、同法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳所持者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証所持者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金の受給者である者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成26年厚生労働省告示第393号）に規定する指定難病による症状の程度が同告示に規定する症状の程度に該当する者のうち18歳以上であるもの

2 この要綱において「障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

3 前2項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「告示」という。）において使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 この要綱による事業は、次条に規定する対象者が、区長が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）から日中の活動の場の提供を受け、見守り支援（宿泊を伴わないものに限る。以下「サービス」という。）を受けた場合において、当該サービスに要す

る費用の一部を区が負担するものとする。

(対象者等)

第4条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、障害者、障害児その他区長が特に認めた者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 障害者支援施設に入所していないこと。
- (2) サービスを利用する間は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを利用していないこと。

(支給決定)

第5条 サービスを利用しようとする対象者（障害児にあつては、当該障害児の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）。以下この条において同じ。）は、区長に対して介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費・文京区地域生活支援事業給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書（文京区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月文京区規則第55号。以下「細則」という。）別記様式第1号。以下「介護給付費等支給等申請書」という。）により申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その可否を審査し、サービスの支給を決定したときは文京区地域生活支援事業給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（文京区移動支援事業実施要綱（18文福障第1105号。以下「移動支援要綱」という。）別記様式第2号）及び障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証（細則別記様式第5号）又は障害児通所支援受給者証（文京区児童福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第15号）別記様式第4号の33）（以下これらを「受給者証」という。）を申請者に交付し、支給しないことを決定したときは却下決定通知書（移動支援要綱別記様式第3号）を申請者に交付する。

3 前項の規定により支給を決定した対象者（以下「支給決定者」という。）に対するサービスの支給量は、障害程度、介護者の状況、概況調査等を勘案して、月ごとの利用回数をもって定める。

(支給額)

第6条 区長は、支給決定者に対して、サービスに要する費用の一部について、地域生活支援事業給付費として1月ごとに支給する。

2 地域生活支援事業給付費は、別表第1により算定する単位数に、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する短期入所の1単位の単価を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）の同一の月の合計額（以下この項において「利用月額」という。）に100分の90を乗じて得た額と、利用月額から別表第2により算定した利用者負担の上限月額を控除した額を比較していずれが多い方の額を支給する。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額は切り捨てる。

- 3 支給決定者が認定事業者からサービスを受けたときは、区長は、当該支給決定者が認定事業者に支払うべきサービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費として当該支給決定者に支給すべき額の限度において、当該支給決定者に代わり認定事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払がなされたときは、支給決定者に対し地域生活支援事業給付費の支払があったものとみなす。

(支給決定の変更)

第7条 支給決定者は、支給決定の内容を変更しようとするときは、介護給付費等支給等申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、変更の可否を審査し、支給決定内容の変更を決定したときは文京区地域生活支援事業給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（移動支援要綱別記様式第4号）を申請者に交付するとともに、受給者証に変更事項を記入し、変更しないこととしたときは却下決定通知書を申請者に交付する。

(支給決定の取消し)

第8条 区長は、第5条の規定による支給決定（前条の規定による変更の決定を含む。）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 当該支給決定に係る者が第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 支給決定者が不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。
- (3) その他区長が支給決定を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第9条 支給決定者は、事業を利用しようとするときは、認定事業者を受給者証を提示し、当該事業者と契約を結ぶものとする。

(認定事業者)

第10条 認定事業者となることを希望する者は、文京区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する要綱（18文福障第1105号）に定めるところにより区長に申請しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(利用者負担の上限額)

- 2 支給決定者がこの要綱による事業のほか、法第5条第1項に規定する障害福祉サービ

ス、法第77条第1項に規定する事業（同項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付等を行う事業を除く。）、同条第3項に規定する事業（日中一時支援事業を除く。）及び児童福祉法第6条の2に規定する障害児通所支援を利用した場合で、利用した各サービスの同一の月における利用者負担額（各事業に要する費用から、各事業に対し区長が支給する額を控除した額）の合計が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条各号に規定する負担上限月額を超えたときは、利用者負担額は、同条各号に規定する額を上限とする。

別表第1（第6条関係）

障害支援区分		1日の利用時間		
		4時間以下の利用	4時間超8時間以下	8時間超
障害者	区分6	231単位	462単位	692単位
	区分5	196単位	392単位	588単位
	区分4	162単位	324単位	486単位
	区分3	146単位	292単位	437単位
	区分1及び区分2	127単位	255単位	382単位
障害児	区分3	196単位	392単位	588単位
	区分2	154単位	308単位	461単位
	区分1	127単位	255単位	382単位
送迎加算		54単位		
欠席時対応加算		94単位		

- (1) 送迎加算について、送迎にかかる時間は、指定日中一時支援事業の利用時間から除外するものとする。また、指定日中一時支援事業の利用につき、利用者に対して、その居宅等と指定日中一時支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- (2) 欠席時対応加算について、指定日中一時支援事業所において、指定日中一時支援事業を利用する利用者が、あらかじめ当該指定日中一時支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合において、日中一時支援事業従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。

別表第2（第6条関係）

区分	対象者	利用者負担の上限月額
(1)	区分(2)から(4)までに掲げる者以外の者	37,200円
(2)	支給決定者（障害者に限る。）及び当該支給決定者と同一の世帯に属するその配偶者についてサービスのあった月の属する年度（サービスのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が16万円未満である者	9,300円
(3)	支給決定者（障害児の保護者に限る。）及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者についてサービスのあった月の属する年度（サービスのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満である者	4,600円
(4)	市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者（支給決定者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）がサービスのあった月の属する年度（サービスのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（文京区特別区税条例（昭和39年12月文京区条例第44号）の規定に基づき当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における支給決定者をいう。）又は支給決定者及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者がサービスのあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者	零
<p>(注)</p> <p>区分(2)から(4)までに規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第</p>		

292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。